

電話事業者向け評価認証制度（ETOC） 新規申請編

2026年2月

電話事業者認証機構（ETOC）

一般社団法人テレコムサービス協会（TELESA）

一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（JCTA）

一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会（JUSA）

本日のアジェンダ（ご説明項目）

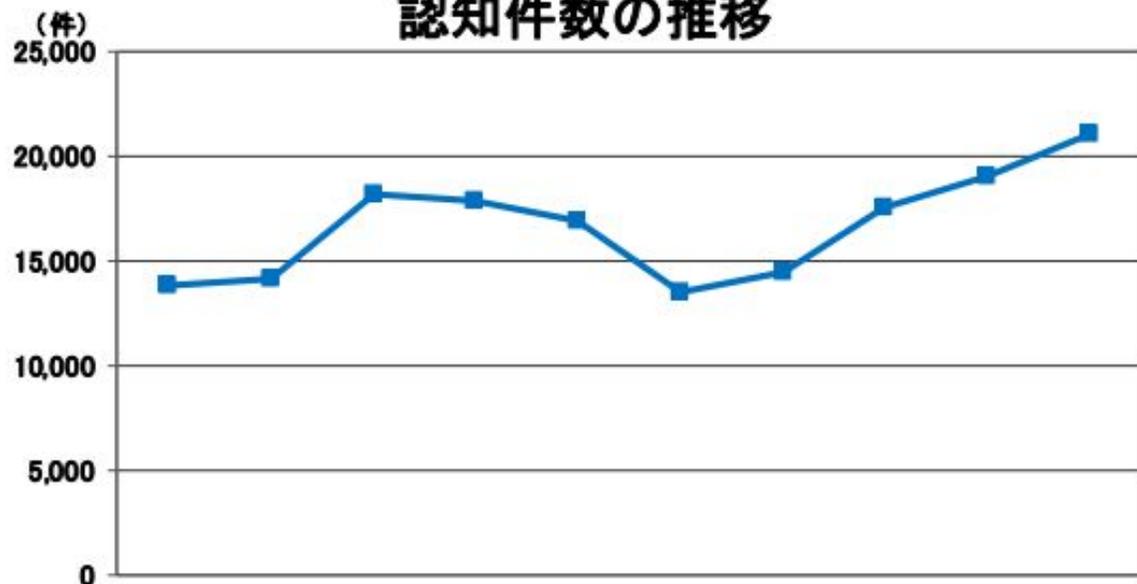
1. ETOC認証設立の背景
 - ・ 社会情勢
 - ・ ETOC設立までの流れ
2. ETOCとは
 - ・ ETOCの体制
 - ・ ETOC認証
3. ETOC認証の手続きのご案内
4. その他、FAQ

- # 1. ETOC設立の背景
- 社会情勢
 - ETOC設立までの流れ

特殊詐欺は大きな社会問題に

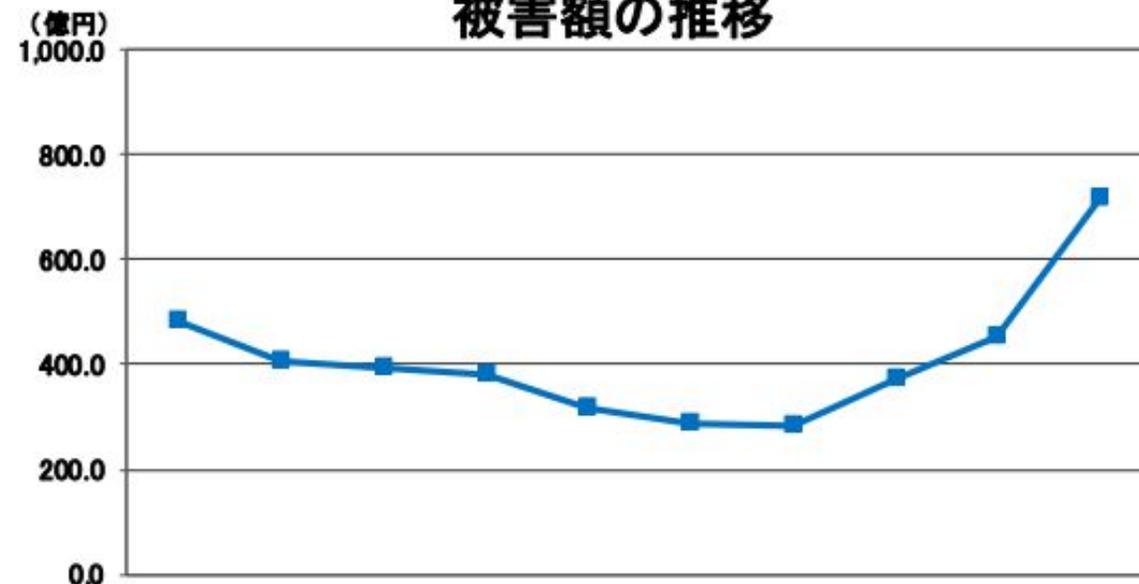
特殊詐欺は、認知件数、被害額ともに過去最悪

認知件数の推移



年次	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
認知件数	13,824	14,154	18,212	17,844	16,851	13,550	14,498	17,570	19,038	21,043

被害額の推移

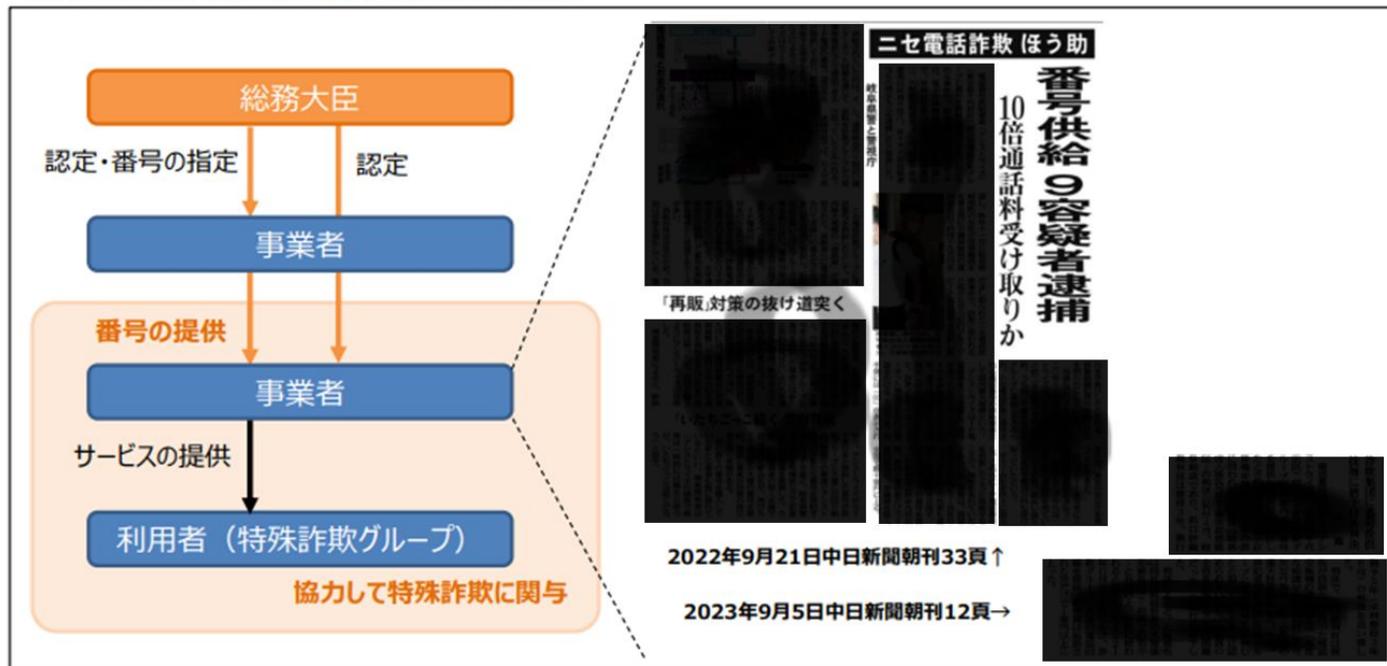


年次	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
被害額	482.0	407.7	394.7	382.9	315.8	285.2	282.0	370.8	452.6	718.8

電気通信番号制度の見直しの背景

- 最近では電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者が逮捕・起訴、実刑判決に至った事例も存在。
- 典型例は、他の事業者から提供を受けて番号を使用する事業者が、番号を特殊詐欺グループに提供し、特殊詐欺グループがその番号を使って詐欺を実行するケース。
- 他方で、これまでの制度では、事業者が特殊詐欺の実刑判決を受けたとしても欠格事由に該当せず、認定の取消しを含めて電気通信事業法上の対応が行えない状態であった。

電気通信番号が特殊詐欺に利用される典型的な例



内閣府 「国民を詐欺から守る総合対策」

詐欺等の被害を食い止めるため、各種施策を一層強力に推進する

「国民を詐欺から守るための総合対策」の改定に当たって

現在の情勢

SNSやキャッシュレス決済の普及等が進む中で、これらを悪用した詐欺等の被害が加速的に拡大する状況を受け、令和6年6月、「国民を詐欺から守るための総合対策」を策定し、官民一体となった対策を講じてきたところ、令和6年中の財産犯の被害額は4,000億円を超え、これは平成元年以来最も高かった平成14年当時の被害を上回る額であり、極めて憂慮すべき状況。その増分の大半を詐欺による被害額が占めており、詐欺への対策が急務。

財産犯（刑法犯に限る）の被害額の推移



	R元	R2	R3	R4	R5	R6
詐欺	469.5	640.1	763.0	876.8	1,625.8	3,074.7
窃盗	633.2	501.6	474.0	585.3	725.8	789.3

特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、不正送金事犯、クレジットカード不正利用事犯の被害額の推移



	R元	R2	R3	R4	R5	R6
合計	615.1	549.5	620.3	822.7	1,536.0	2,631.4
カード不正利用	274.1	253.0	330.1	436.7	540.9	555.0
不正送金	25.2	11.3	8.2	15.2	87.3	86.9
SNS型投資・ロマンス詐欺					455.2	1268.0
特殊詐欺(その他)	256.7	242.6	242.5	323.9	422.8	704.4
小計	281.9	253.9	250.7	339.1	965.3	2,059.3
特殊詐欺(詐欺盗)	59.1	42.6	39.5	46.9	29.8	17.1

※ 令和6年の特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害額は暫定値。
 ※ カード不正利用の被害額は、日本クレジット協会が集計したもの。

総合対策の改定

- 一層複雑化・巧妙化する詐欺等の被害から国民を守るためには、手口の変化に応じて機敏に対策をアップデートすることに加え、犯罪グループを摘発するための実態解明、犯罪グループと被害者との接点の遮断等の取組が必要。
- 令和6年12月に決定した「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」と統合するとともに、金融・通信に関するサービス・インフラの悪用を防止するための対策や、架空名義口座を利用した新しい捜査手法の検討等の新たな取組を追加して従来の総合対策を改定し、政府を挙げた詐欺等に対する取組を抜本的に強化。

- # 1. ETOC設立の背景
- 社会情勢
 - ETOC設立までの流れ

2019年 十分な抑止が進まない犯罪対策

2019年6月の犯罪対策閣僚会議（内閣総理大臣が主宰）において決定された「オレオレ詐欺対策プラン」等に基づき、官・民が協力して特殊詐欺の犯行に利用された電話番号の停止を実行。

しかしながら、十分な抑止が進まない背景には、電気通信事業者にとっても、一部の悪質性のある事業者を容易かつ確実に判断することが困難である等の課題があると指摘がある。

オレオレ詐欺等対策プラン（概要）

令和元年6月25日 犯罪対策閣僚会議

現状

- 平成30年の特殊詐欺の認知件数は約1万6,500件、被害額は約364億円と高水準で推移しており、**依然として深刻な情勢**
- **特殊詐欺被害全体に占める高齢者割合は78.1%**で、特にオレオレ詐欺では**96.9%**に上るなど、高齢者の被害防止が喫緊の課題
- 最近では、**高齢者から電話で資産状況を聞き出した上で犯行に及ぶ手口の強盗事件**の発生が相次ぎ、国民の不安感が増大

1 被害防止対策の推進

(1) 広報啓発活動の更なる推進（全府省庁）

- 高い発信力を有する著名な方々※と連携し、各地方公共団体等のあらゆる公的機関はもとより、経済団体をはじめとする社会のあらゆる分野に係る各種団体、民間事業者等の幅広い協力も得ながら、多種多様な媒体を活用するなどして、**国民が力を合わせて特殊詐欺の被害防止に取り組むよう広報啓発活動を展開**

- ※「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム(SOS47)等
- あらゆる機関・団体・事業者等のウェブサイト、SNS等による注意喚起
- 高齢者と接する機会の多い団体・事業者等による注意喚起
- 子供や孫世代を対象とした職場や学校における広報啓発の推進

(2) 留守番電話機能の活用等の促進（警察庁、消費者庁）

- 犯人からの電話を直接受けることを防止するため、高齢者宅の固定電話を常に留守番電話に設定することや、迷惑電話防止機能を有する機器の活用の有効性について、広報啓発を推進

(3) 金融機関と連携した被害の未然防止（警察庁、金融庁）

- コンビニエンスストア等と連携した被害の未然防止（警察庁、金融庁、消費者庁、経済産業省）

(5) 宅配事業者と連携した被害の未然防止（警察庁）

(6) 押収名簿を活用した注意喚起（警察庁）

2 犯行ツール対策の推進

(1) 電話転送サービスを介した固定電話番号の悪用への対策（警察庁、総務省）

- 電話転送サービスを介し固定電話番号が特殊詐欺に悪用されている現状を踏まえ、特殊詐欺に利用された**固定電話番号の利用停止をはじめとする実効性のある対策**を講じる。

(2) 電話転送サービス事業者に対する指導監督の強化（警察庁、総務省）

(3) 犯行に利用されるなどした携帯電話への対策（警察庁、総務省）

3 効果的な取締り等の推進

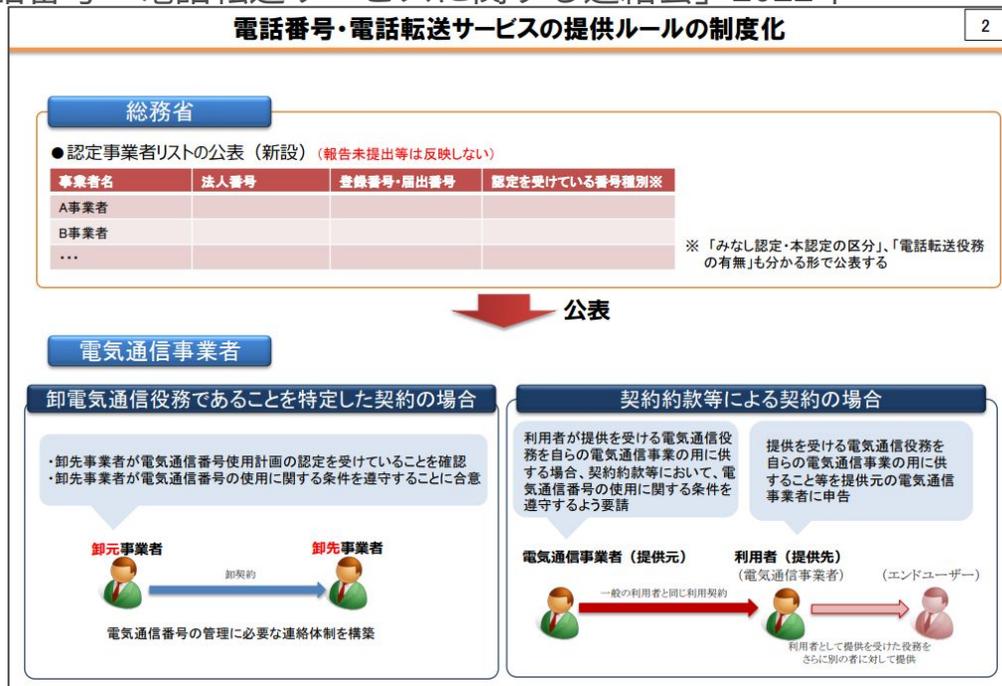
(1) 犯罪者グループ等に対する多角的・戦略的取締りの推進（警察庁）

(2) 犯行拠点の摘発等による実行犯の検挙及び突き上げ捜査による中枢被疑者の検挙の推進（警察庁）

2022～2023年 総務省 番号政策に関する検討等

このような状況を受けて、総務省において事業者等の品質を客観的に判断できるようにするためのあり方について、有識者の意見を踏まえた検討が行われました。

「電話番号・電話転送サービスに関する連絡会」2022年



電話番号・電話転送サービスの新たな提供ルールの周知・運用

検討事項

- 以下の行為に関する具体的な要件・基準の明確化
【卸契約であることを特定した契約】
 - 提供先が番号認定を受けていることの確認
 - 提供先が番号使用条件を遵守することの合意
 【卸契約であることを特定しない契約】
 - 提供先が自らの電気通信事業の用に供する場合、番号使用条件を遵守することの要請
- 自らの電気通信事業の用に供する場合、認定等に関する申告が必要であること等の利用者への注意喚起方法
- 公表する認定事業者リストの必要な項目及び更新頻度
- 既存契約に対する対応

「電話転送事業者の品質に係る客観的判断のあり方に向けた検討」2023年

1. 概要

1. 目的

- 利用者（今後利用を検討する者）及び業界関係者において求められる電話転送役務の提供事業者の品質（ネットワーク品質・サービス品質等）を客観的に判断できるようにするためのあり方を検討。

2. 検討概要

- 電話転送役務の利用者向けおよび提供事業者に対するアンケートを実施。
- 「電話転送事業者の品質に係る客観的判断のあり方に関する調査検討会」を開催、電話転送事業者の品質を客観的に判断できるようにするためのあり方の検討を実施。

3. 結論

- 利用者・事業者アンケートの双方で、「客観的でわかりやすい事業者の評価」のニーズが強く浮き彫りになった。
- 事業者のサービス品質のみならず、防犯・社会的信頼性を評価し、総務省や警察庁と連携しながら市場の健全性を確保していくことが必要であることが示された。
- 社会や技術の発展にあわせて柔軟で機動力のある評価基準を設定し、より実効性の高い評価制度としていくために、民間による運営が望ましいと考えられる。
- 周知普及が重要。評価機関や総務省が本評価制度の周知啓発をすすめていく必要がある。

4. 今後の展望

- 業界団体など中立的な組織が、本とりまとめに沿って運営を実施する。透明性・公平性が確保された基準化、事業者の審査を実施していくことが期待される。
- 番号指定事業者や電話転送事業者などが事業者評価を卸取引の安全性の確保として活用することで市場の健全性が担保できることが期待される。
- 評価機関や総務省が本評価制度の周知啓発をすすめる。

2024年 犯罪対策閣僚会議での取り組み

総理大臣が主宰する犯罪対策閣僚会議において以下の記載がされた。



「総務省、警察庁、関係事業者間の連携・協議の場を設け、電気通信番号制度の見直しを含め、悪質事業者の新規参入防止及び悪質事業者の排除に向けた検討・取組を推進する。」

(他)

国民を詐欺から守るための総合対策

令和6年6月18日
犯罪対策閣僚会議

「詐欺防止法」・「携帯電話不正利用防止法」に基づく本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対応でもマイナンバーカード等の1Cチップ情報の読み取りを犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。また、そのために必要な1Cチップ読み取りアプリ等の開発を検討する。さらに、公的個人認証による本人確認を進める。

イ 悪質な電気転送サービス事業者等の排除に向けた取組
犯罪者グループ等に認定電話番号を頂いた電気通信サービスを提供する悪質な事業者に対しては、これまでも、実行に利用された固定電話番号等の利用停止や、新規番号の提供拒否、在籍番号の一括利用停止等の対策を講じてきたが、各種悪質を受けた悪質事業者に代わって新たな法人を設け見直し、犯罪者グループ等への電気通信サービスの提供を継続しようとする動きが引き続きみられる。

このような事態に対応するため、総務省、警察庁、関係事業者間の連携・協議の場を設け、電気通信番号制度の見直しを含め、悪質事業者の新規参入防止及び悪質事業者の排除に向けた検討・取組を推進する。

ウ 携帯電話の不正利用防止対策等の強化
詐欺等の実行に利用される携帯電話について、携帯電話不正利用防止法に基づく契約者確認の求め、役務提供拒否に関する警察から事業者への情報提供を推進するほか、事業者と連携し、物換詐欺に利用された携帯電話のサービスを停止する取組を推進する。

また、携帯電話の不正悪質等の詐欺等を助長する犯罪の検挙や悪質な実行ツール提供事業者等に対する取組を推進するほか、3(1)アの取組状況を踏まえて、契約者確認の実効性確保のための検討を行う。

エ 契約されるSMS機能付きデータ通信契約での本人確認の推進
契約時の本人確認が義務化されていないSMS機能付きデータ通信専用SIMカードについて、電気通信事業者に対して、契約時における実効的な本人確認の実施を要しを推進する。また、SMS機能付きデータ通信専用SIMカードについて、「顔ペイト」等情報の発信や実行の指示等の手段への利用を含めた不正利用の実態を踏まえて、制度改正を含めた検討を行う。

¹¹ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）。

¹² 悪質非円通債事業者による契約者等の本人確認等及び携帯電話事業者の不正利用の防止に関する法律（平成21年法律第15号）。

「電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ」犯罪利用対策を検討
総務省 電気通信番号政策委員会(第38回)に答申が出された。

電気通信番号を取り巻く社会のあるべき姿

7

あるべき姿

- 国民生活や経済活動において、有限希少な電気通信番号がニーズ等に合わせて適切に利用できる状態にすること
- 電気通信番号が使用されているサービス（固定電話、携帯電話等）を利用者が安心して使えるようにすること

- これを実現するためには、総務省（電気通信事業を所管）、警察庁（犯罪対策等）、電気通信事業者など様々な主体がそれぞれの立場で対策を講じ、連携していく必要がある。
- 電気通信事業法は、電気通信番号の有限資源性を踏まえ、その適正な管理を目的に電気通信番号制度を規定している。犯罪に利用された電気通信番号は、関係事業者の逮捕や事業廃止によって一定期間使用されなくなるケースも多く、これは電気通信番号の有限資源性の観点から問題であるといえ、電気通信番号の犯罪利用については、電気通信事業法の範疇において、一定の対策を講じることが可能と考えられる。

- まずは、電気通信事業法の下で講じられる対策を優先的に検討し、その対策の実効性を評価しつつ、新たに必要な対策については検討を継続していくことが適当
- 並行して、事業者による自主的な取組と連携し、制度面、実態面の双方で対応していくことが適当

2025年の法改正
2025年「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」検討につながる

業界団体として、ETOC設立の動きにつながる

事業者による自主的な評価制度の取り組みを
総務省と連携して業界にビルトインしていくことの重要性が指摘

資料 7-2

WG報告書(案)

～電気通信番号の犯罪利用への対策～

概要

令和6年9月3日

対策の方向性：事業者の取組 31

- 具体的に義務づける事業者の取組は、関係者ヒアリングや構成員等の意見を踏まえれば、① 卸先事業者に対する電気通信番号使用計画の認定の確認、② 提供番号数の制限、③ 本人確認、④ 当人確認、⑤ 与信審査、⑥ 二次卸の禁止、が考えられる。
- 一方で、取組の効果とこれを行うことによる社会的影響等を考慮すれば、① 電気通信番号使用計画の認定の確認、② 提供番号数の制限を義務づけの対象とすることが適当。
- 犯罪に関与している事業者は、そもそも電気通信番号使用計画の認定を受けていない場合、認定を受けていても他人の名義を無断で使用している場合、他人の名義を合意の上で使用している場合の3つのケースがあり得るが、上記2つの取組を義務づけることで、犯罪に関与する事業者に電気通信番号が流通することを防止する大きな成果が得られると考えられる。
- 一方で、特殊詐欺に悪用される電話サービスはこれまでも移り変わっており、対策を講じては新たな手段が登場し、犯罪に悪用されてきたことを踏まえれば、引き続き状況を注視し、必要な場合には、対策を講じていくことが必要と考えられる。
- また、制度面の対応のみならず、例えばJUSA等の事業者団体が中心となって構築を検討している評価制度など、事業者による自主的な取組と連携し、制度面、実態面の両面から、相互補完していくことが有効である。このためにも、総務省は当該評価制度を重要な取組と位置付けて支援し、業界にビルトインしていくことが重要。

各取組の実施概要と義務づけの有無

実施項目	実施概要	義務づけ
電気通信番号使用計画の認定の確認	卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認。	○
番号の提供数制限	事業実績の少ない事業者に対して大量の番号を提供しないよう制限を設ける。	○
本人確認	契約時の本人確認（犯収益法の義務づけと同等の内容）を実施。	—
当人確認	契約時の当人確認（犯収法におけるハイリスク取引の場合の義務づけと同等の内容）を実施。	—
与信審査	財務状況等を外部機関に照会。	—
二次卸の禁止	卸先事業者に対する卸提供役務の実施を禁止。	—

2024年 ETOCの設立・報道発表



総務省 Ministry of Internal Affairs and Communications

ご意見・ご提案 ENGLISH(TOP) MIC ICT Policy (English / Français / Español / Русский / 中文 / عربي)

Google 提供

総務省の紹介 広報・報道 政策 組織案内 所管法令 予算・決算 申請・手続 政策評価

総務省トップ > 広報・報道 > 報道資料一覧 > 電気通信事業者関連団体が電話サービス提供事業者向けの認証機構を設立

報道資料

令和6年10月1日

電気通信事業者関連団体が電話サービス提供事業者向けの認証機構を設立

本日、電気通信事業者関連5団体（一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟及び一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会）が、電話サービス提供事業者向けの新たな優良事業者認証制度を運用するため、電話事業者評価機構（Elite Telecom Operator Certification body, ETOC）を設立しました。

電話番号を悪用した特殊詐欺の被害は、依然として深刻な状況が続いています。

現在、電話サービス提供事業者においては、総務省から一般社団法人電気通信事業者協会及び一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会に通知された「特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止等のスキーム」に基づき、警察からの要請に応じて特殊詐欺に利用された電話番号を利用停止にする等の対応を行っています。このような取組は一定の成果が得られているものの、近年では、電話サービスの卸提供を受けた事業者自身が、特殊詐欺に使われると知りながら電話回線（電話番号）を提供したとして、詐欺ほう助の罪で逮捕・起訴されるといった事案も発生しており、電話番号が特殊詐欺に悪用される実態は複雑化しています。

このような状況を背景として、本日、電気通信事業者関連5団体（一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟及び一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会）は、電話サービス提供事業者向けの新たな優良事業者認証制度を運用するため、電話事業者評価機構（Elite Telecom Operator Certification body, ETOC）を設立しました。

電話事業者評価機構は、犯罪対策等を含めた電話サービス提供事業者の体制・取組を評価し、優良事業者としての認証を行います。これにより、電話サービスの卸取引を行う事業者や電話サービスを使用する利用者が、契約時に優良事業者を選択することが容易になり、特殊詐欺に関与しようとする事業者が、電話番号を使って電話サービスを提供することがしづらくなると期待されます。

特殊詐欺に関与する組織に渡った電話番号は、利用停止の措置や関係者の逮捕に伴う事業停止等により一定期間使用されなくなるケースもあり、我が国の有限希少な資源である電話番号の効率的な利用の観点からも問題であると認識しています。

総務省としては、このような電気通信事業者関連団体の自主的な取組が、電気通信市場の健全な発展に寄与していくことを期待しています。また、総務省としても、引き続き、警察庁や関係機関と連携し、電話番号の特殊詐欺への悪用防止のための取組を進めてまいります。

<参考資料>

- 電気通信事業者による特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止等スキームの改定（令和5年6月27日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000198.html
- 電気通信事業者による特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止等の対象事業者の拡大（令和4年11月29日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban06_02000114.html



2024年10月1日

報道関係者各位

一般社団法人テレコムサービス協会（TELESA）
一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（JCTA）
一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会（JUSA）

日本の5つの通信事業者系団体が認証団体（ETOC）を設立し、電話事業者向け認証制度を運用開始

～通信業界が一丸となり回線の不適正な取引や特殊詐欺などの犯罪利用を防ぐ～

一般社団法人テレコムサービス協会（TELESA）、一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（JCTA）及び一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会（JUSA）の5つの通信事業者系団体は本日、電話事業者認証機構（Elite Telecom Operator Certification Body, ETOC）を設立し、電話サービスを提供する事業者の評価認証を開始します。

背景：

「オレオレ詐欺」をはじめとする特殊詐欺は、2014年には被害総額が過去最高の約566億円となりました。その後、警察による取り締まりの強化や、官・民が連携した予防活動、犯行使用電話の利用制限といった対策の実施等により一旦は減少に向かったものの最近再び増加基調にあり、2023年の特殊詐欺の認知件数は約1万9,000件、被害総額は約453億円となるなど依然として厳しい状態が続いています。（図1）

1. 犯罪対策閣僚会議（首相官邸）
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index.html>
2. 総務省 電気通信番号政策に関する検討等（2022～2023）
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/tensou_renrakukai_top/index.html
3. 電話転送事業者の品質に係る 客観的判断のあり方に向けた調査検討会 調査結果報告（総務省, 2023）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000937348.pdf
4. 情報通信審議会 電気通信事業部会 電気通信番号委員会 犯罪利用対策ワーキンググループ（総務省, 2024）
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/bango_seisaku/tel_number_wg.html
5. 総務省 電気通信番号政策委員会
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/bango_seisaku/index.html

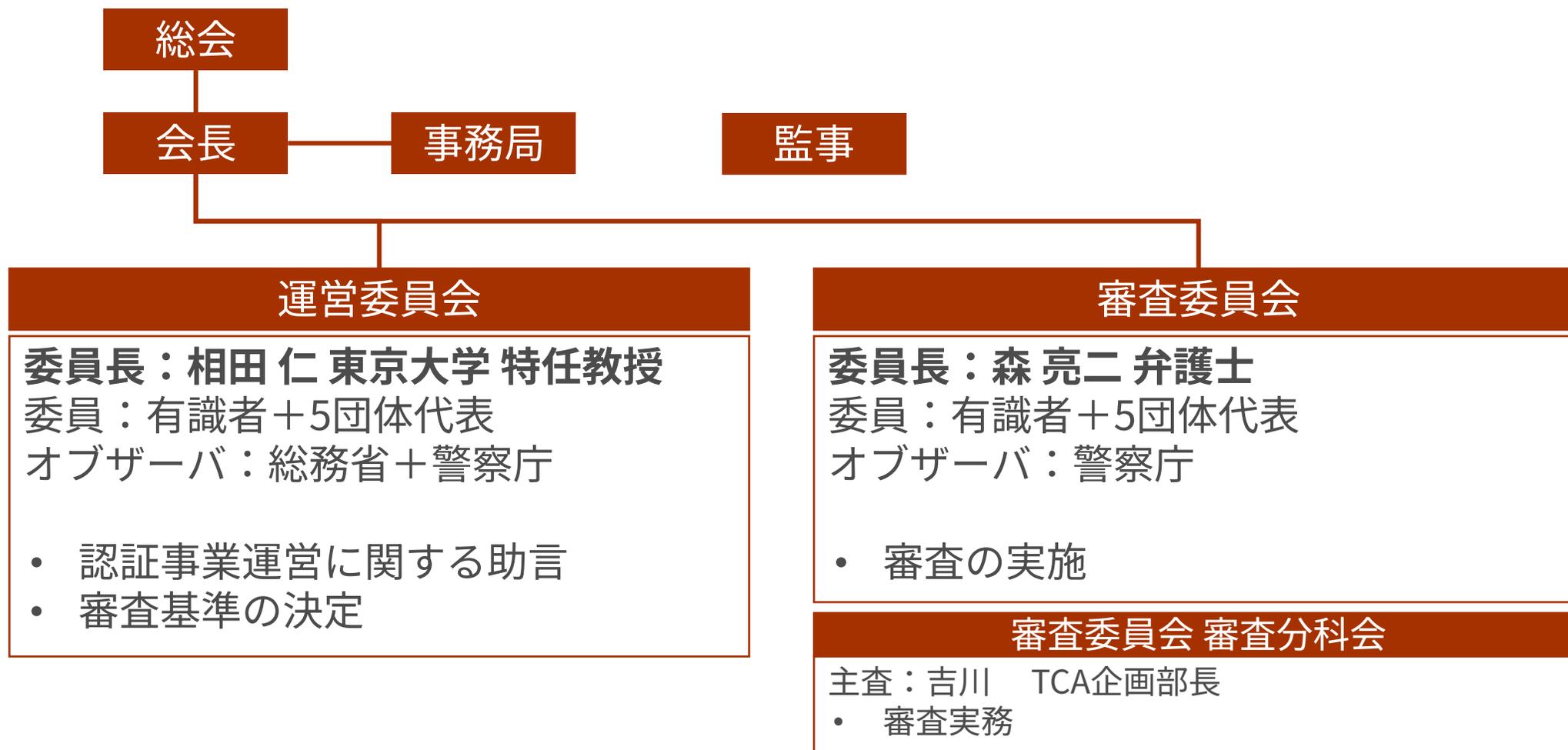
2. ETOC

- ETOCの体制
- ETOC認証

項目	内容
組織名称	電話事業者認証機構 ETOC (Elite Telecom Operator Certification Body)
設立	2024年10月1日
目的	非営利
会長	近藤 邦昭 (JUSA 会長)
副会長	久保 真 (JAIPA 会長)
運営事務局	東京都港区西新橋2-8-6 JUSA内
加盟団体	一般社団法人テレコムサービス協会 (TELESA) 一般社団法人電気通信事業者協会 (TCA) 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 (JAIPA) 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 (JCTA) 一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会 (JUSA)
オブザーバ参加	総務省・警察庁
認証プログラム	電話事業者認証制度 ETOC (Elite Telecom Operator Certification Program)

ETOC の組織

電話事業者認証機構（ETOC）は電話番号を使用する通信事業者の評価認証組織として、中立・公正な組織運営を行います。



2. ETOC

- ETOCの体制
- ETOC認証

消費者
法人利用者

1. 消費者が「ETOCマークを見れば優良サービスを選択できる」環境としていく

通信事業者

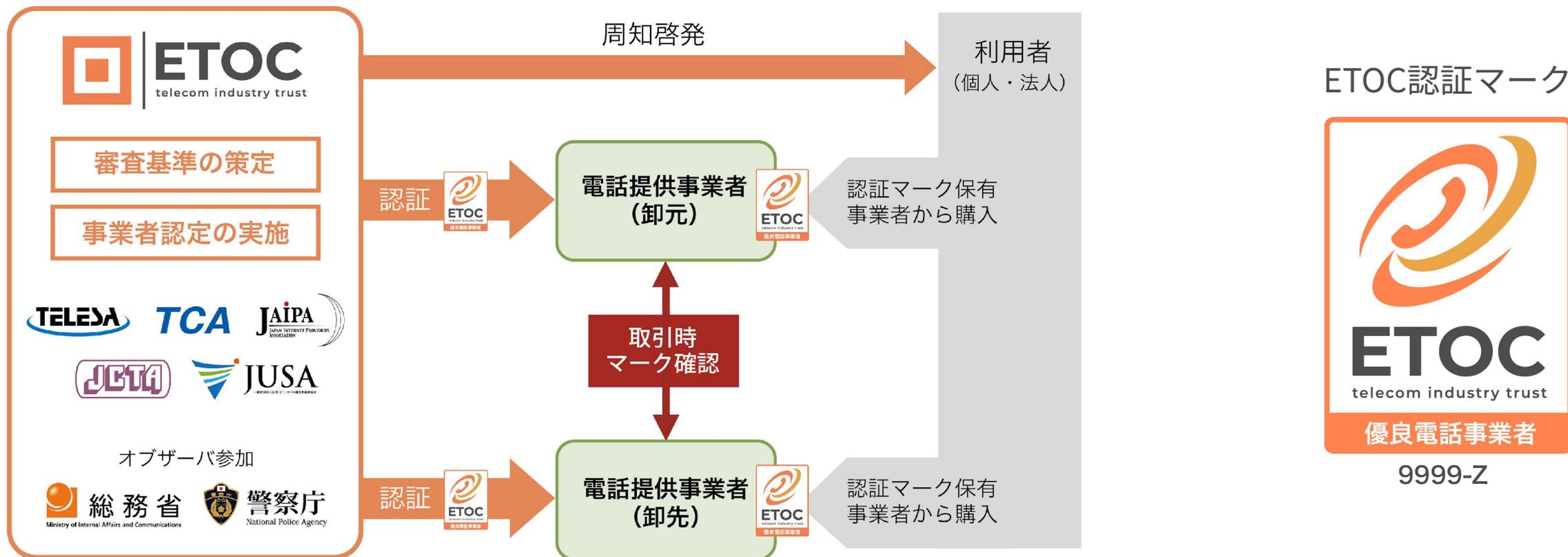
2. 番号の卸取引前に卸元・卸先事業者の双方が相手方のETOC認証の取得状況を確認することで、事業者の適正性の確認に活用する。

通信事業者

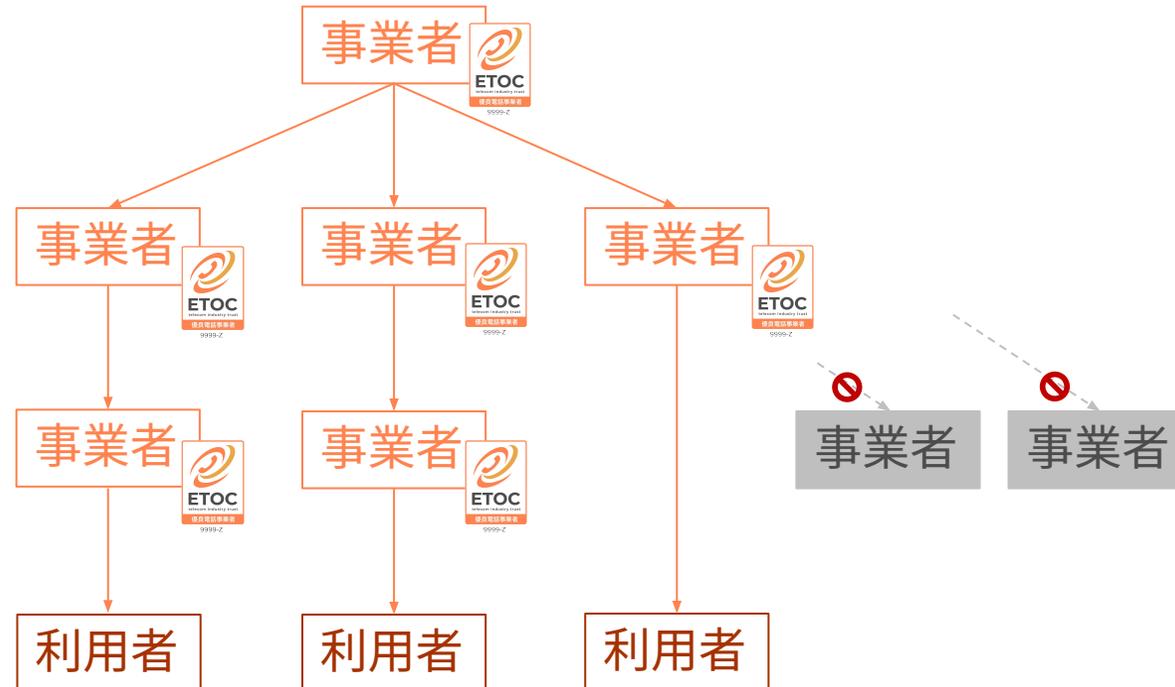
3. 認証マークの取消通知によって、取引先事業者の不適正な利用を認知し、適切な取引相手の維持に活用する。

事業者認証の仕組み（全体像）

1. ETOCは電話番号を提供する事業者（卸事業者および小売）に対してETOC認証マークを付与します。
2. 電気通信事業者は卸取引などの際に相互にETOCマークを確認し信用確認を行います。またETOC認証取消時の措置を取り決めることが重要です。
3. 認証マークをもつ事業者が不適正な行為を行った場合、認証マークは速やかに取り消した上で、全ての認証取得事業者に取り消しを周知します。
4. ETOCは利用者に対し、「購入時に認証マークを確認を」と周知啓発します。



サプライチェーン全体をカバーした番号の適正利用の推進



何を認証するのか

電話サービス提供事業者※が対応するべき法令等を認識・理解し、遵守していること、及び適切なサービス品質の維持、利用者保護等が実施されていること、などを審査基準に基づき確認し、認証します。

申請者・事業者の本人性確認

電気通信番号を適正に使用するための手続き
(電気通信番号使用計画の認定、
番号使用状況報告)

卸先事業者による不適切な利用の抑制

利用者による不適切な利用の抑制
利用者の本人性および信頼性の確認

お客様対応窓口の開示状況 / 契約内容の説明 / 契約内容の書面交付
サービス内容や料金等の変更に関する情報の通知 / 契約解除の方法の明示
故障・メンテナンス情報の通知

個人情報保護法の対応 / 公益通報者保護の対応状況 / サイバーセキュリティ対策

審査基準は、Webにて公開

<https://www.etoc.jp/%E8%A4%87%E8%A3%BD-%E8%AA%8D%E8%A8%BC-%E5%AF%A9%E6%9F%BB>

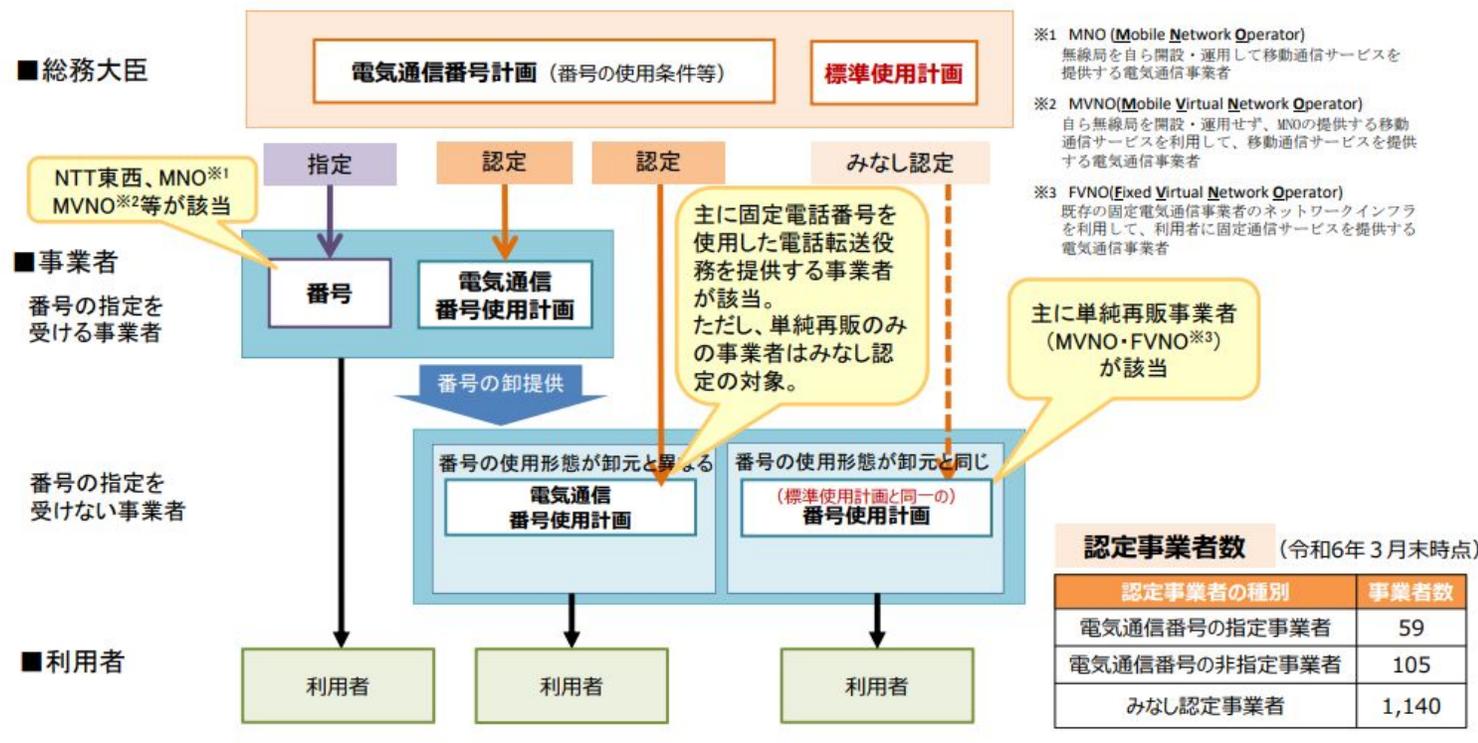
(参考) 電気通信番号制度による「電気通信番号使用計画の認定」の確認

ETOCでは、電気通信番号制度により必須とされている「電気通信番号使用計画の認定」（みなし認定を含む）を確認しています。

(参考) 電気通信番号制度の概要

- 令和元年に施行された電気通信番号制度により、電気通信番号を使用するすべての電気通信事業者※は、電気通信番号使用計画の認定を受けることが必須。
- 総務大臣は、番号の種別、番号の使用条件等を定めた電気通信番号計画（総務省告示）を公示。

※ 電気通信事業法第9条による登録を受ける電気通信事業者及び第16条による届出を行った事業者



総務省 電気通信番号政策委員会(第38回)

資料 38-3 「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」について最終答申（案）概要

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/bango_seisaku/02kiban06_04000172.html

https://www.soumu.go.jp/main_content/000975242.pdf

https://www.soumu.go.jp/main_content/000951035.pdf

(参考) 総務省 電気通信番号を使用するための手続き

●電話番号を使ったサービス（電気通信役務）提供にあつては、

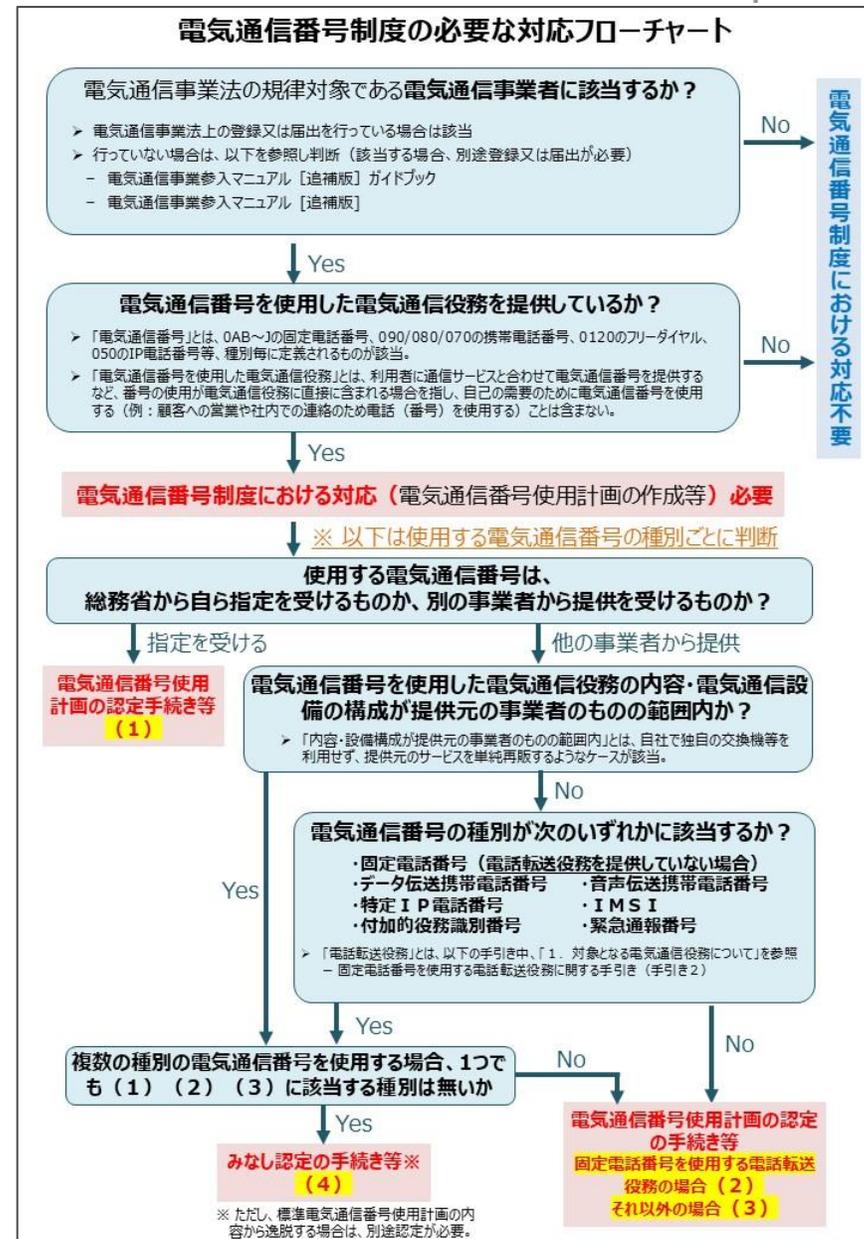
「電気通信事業者の登録又は届出が必要」

●電気通信番号使用計画の認定を受ける必要がある。

●電気通信番号使用計画の認定については、提供する役務の内容により、総務省への認定申請が必要な場合とみなし認定がある。

●電気通信番号使用計画の認定は、役務の提供開始前（認定済みの計画を変更する場合は変更前）に必要。

●電話番号を使ったサービス（電気通信役務）提供者は、毎年度、電気通信番号の使用に関する報告が必要。



現在ウェブサイトに掲載されている基準は近日中に改定されます。
適宜、ETOCウェブサイトでご確認ください。

3. ETOC認証の手続きのご案内

審査の流れ

1. 審査申込後、請求書が発行されると共に、申請が可能となります。
2. 審査の過程で追加の確認・書類提出・聴取等を依頼する場合があります。
3. 申請・手続きは全てオンラインとなります（紙のやりとりは発生しません）
4. 登録（合格）時・および消除・停止（無効）となったとき、その事実が他のETOC認証事業者に対して通知され、公開されます。



どのようなタイミングでETOC認証の「取得」「変更」「失効」が発生するか

1. 取得（登録）

1. 申請による実施
2. 更新申請による認証の継続

2. 変更

1. 法人名称変更
2. その他記載事項の変更

3. 失効（消除）

1. 更新手続きを行わなかったことによる期限切れ
2. 不適正利用等の行為による評価取り消し
3. 評価証明取得者自身による評価取り消しの申し出

年間タイムライン (毎年)



審査スケジュール（2026B）

<全体スケジュール>

- 説明会 : 2026年2月24日（火）
- 審査申込 : ~2026年4月14日（火）
- 受付後2~3営業日 : 事務局より請求書・審査申請フォーム送付
- 審査結果通知 : 2026年5月末
- 認定証発行日 : 2026年6月上旬（標準認定日：2026年6月1日）

<各種締め切り>

- 審査申込の締切日 : 2026年4月14日（火）
- 費用振込の締切日 : 2026年4月30日（木）
- 審査申請の締切日 : 2026年5月8日（金）※1

※1. 受付順に審査を実施します。申請内容に不備があった場合は認定できない場合があります。
申請の期限前に修正を行う可能性を考慮し、できるだけ早く申請をお願いします。

項目	正規料金（税抜）	割引料金（税抜） （ETOC参加団体の正会員）
審査費用（初回審査）	26万円	8万円
審査費用（更新審査）	26万円	6万円

参加団体の資源を用いて審査を実施することから、所属団体の正会員による申請について割引を実施します。
上記金額に消費税を加えた額をご請求します。
海外の銀行経由で支払時は別途海外受金事務手数料として1万円が追加されます。

4. その他、FAQ

	Q	A
1	ETOC認証の目指すところはなにか	<p>善良な事業者同士が認証を保持し、認証取得事業者同士で番号取引を実施することを通じ、国内の電話番号のサプライチェーン全体の適正化を図ります。電気通信事業者が安心して卸取引できる環境をつくとともに、消費者に善良な事業者の可視化を確保します。これらにより電気通信市場の健全な発展を目指します。</p>
2	ETOC（機構）は誰に対して何の活動を行うのか	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電話番号を使用する事業者（電話事業者）の認証を行います。 2. 電話番号の適正利用の推進に向け、利用者・事業者双方に対し広報・啓発活動を実施します。
3	ETOCマークを推進することが、犯罪抑止、不適正な事業者の可視化につながる理由は何か。	<p>不適正な事業者は自らの信頼性を高め、善良であると見せかけるために、（反社会的勢力等に番号を提供と並行して）善良な事業者を装ってウェブサイト等を用いて通常の営業活動を行っており、利用者はそれに気づかずに契約する事例があります。不適正事業者は一般利用者を盾に、自らの事業活動の正当性を主張し、利用者を盾に番号利用の適正性を主張します。</p> <p>■現在の問題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 善良な一般消費者や企業・団体が、不適正な事業者や反社会的勢力に意図せずとも資金を提供することになる。知らないうちに反社会的活動やマネーロンダリングへ加担してしまうコンプライアンスのリスク。 2. 善良な一般消費者や企業・団体が、そもそもサービスを選定する際に、信頼性を評価検証することが相当困難。 3. （事業者間卸取引に関連し）事業者が、卸先事業者の信頼性（適切な卸先かどうか）を評価する義務を持つが、実務上は困難である。 <p>■ETOCの価値</p> <p>ETOCは事業者の優良マークを通じ、善良な事業者様が全て取得していただくことで、社会に以下の環境を提供します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 意図せずともマネーロンダリングや、反社会的活動へ自らの資金が流れることを防ぐ環境を整えることができる。 2. 利用者が電話サービスを調達する際に「ETOCマークを持っている事業者（サービス）から選ぶ」という基準を1つ加えるだけで、事業者（サービス）選定において犯罪等に巻き込まれるリスクを回避することができるようになる。 <p>■ETOCの活動</p> <p>ETOCはこれらの実現のため、認証マークを付与するだけでなく、以下の活動を進めていきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者向け認証の実施 2. 事業者向け広報周知活動 3. 消費者・企業等の利用者向け周知広報活動（「認証マークをもつ事業者から購入しましょう」という周知啓発）

	Q	A
1	それぞれの立場での、ETOCのメリットは何か。	<p>■卸元事業者のメリット（番号指定事業者や電話番号を再販する事業者等）</p> <ol style="list-style-type: none">1. 番号の卸契約締結前に、相手方となる事業者の信用度を容易に確認することができます。2. 卸先確認に活用することや、認証取得を卸提供の条件とすることにより、自社が管理する番号の悪用・不適正利用のリスクを最小化することが可能です。3. 顧客に対して自社の信用度を提示することが可能となります。 <p>■卸先事業者のメリット</p> <ol style="list-style-type: none">1. 自社の信用度を高めることができます。2. 顧客に対して自社の信用度を提示することが可能となります。 <p>■利用者のメリット</p> <ol style="list-style-type: none">1. 善良な事業者の見分け・選定が容易になります。2. 反社会的団体など不適正な事業者と取引したり、自社の資金が流入することを防ぐことができます。自社のコンプライアンス対応に活用できます。3. 認証維持を利用（購買）の条件にすることにより、事業者に対して善良性を維持させることができます。

Q	A
1 前提となった制度議論はあったのか	<p> ■2023年 総務省 電話転送事業者の品質に係る客観的判断のあり方に向けた調査 https://www.soumu.go.jp/main_content/000937348.pdf </p> <p> 電話転送サービス事業者に限定することはせず番号指定事業者（電話サービスの卸取引全体）に対しても対策していく必要があるのではないかといった意見があった。 </p> <p> p.31 </p> <ol style="list-style-type: none"> <u>本評価制度は利用者のみならず、番号指定事業者や卸事業者間等で卸提供をする場合の事業者間取引にも有用性があると考えられることから、番号指定事業者を含めて積極的に導入を推進することが重要。</u> 利用者・事業者が電話転送事業者を選定する場合には、認定取得済み事業者から選定する取組みを推進し、認定取得のためのインセンティブを高めることが必要。 事業者・利用者への周知活動を進めることも重要。周知活動については中立的な評価団体を主体としつつも、総務省も周知活動等でバックアップすることが重要。 <p> p.33 の図中に卸元事業者（番号指定事業者等）、卸先事業者（電話転送事業者等）と記載がされており、電話転送サービス事業者以外について表記がされています。 </p> <p> ■2024年 情報通信審議会 電気通信番号の犯罪利用対策に関するWG https://www.soumu.go.jp/main_content/000965682.pdf </p> <p> 電話番号の不適正利用を防止するための取組みが議論された際に、制度面（番号使用計画認定等）による対応とともに、「事業者団体が中心となって構築を検討している評価制度」の重要性と評価制度との相互補完・連携の強化について報告された。 </p> <p> p.31 <u>また、制度面の対応のみならず、例えばJUSA等の事業者団体が中心となって構築を検討している評価制度など、事業者による自主的な取組と連携し、制度面、実態面の両面から、相互補完していくことが有効である。このためにも、総務省は当該評価制度を重要な取組と位置付けて支援し、業界にビルトインしていくことが重要。</u> </p> <p> p.32 ① <u>電気通信番号使用計画の認定の確認 確認方法は、運用の確実性及び安定性の観点から、認定証等の書面による確認とし、事業者の自主的な取組として、総務省が公表している認定事業者リストとの照合やJUSA等の事業者団体中心となって構築を検討している評価制度との参照が考えられる。</u> </p> <p> p.42 <u>電気通信番号の適正な管理は、制度面及び実態面の両面から相互に補完していくことが重要であり、総務省は、JUSA等の事業者団体中心となって構築を検討している評価制度のような事業者による自主的な取組と、引き続き、連携を強化していく必要がある。</u> </p>

	Q	A
1	対象事業者について、番号卸の他、電話サービスの卸提供、エンドユーザーへの提供も含まれるという認識で良いか	はい。電話番号・回線を役務提供する事業者（卸提供・小売り提供含む）が対象です。
2	対象事業者に移動体番号も含まれるのか	はい。含まれます。対象は全番号帯です。
3	認証の単位はサービスか事業者か	事業者単位です。
4	認証の有効期限は	1年です。
5	認証更新時の手続きは軽微になるのか	事業内容に大きな変更が無い限り、軽微な負担となる想定です。
6	通信事業者として想定されるアクションはなにか	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自社で取得する。 2. 卸先・卸元事業者選定の基準にする。 3. 卸事業者に対し、認証取得事業者で限定して再卸すること等を求める。 4. 取引先に認証の取り消しがされないように番号の適正利用・法令遵守を求める。 5. 利用者への周知啓発
7	悪質事業者による認定マーク取得の防止はどのようにするのか	<p>審査：法人の本人性確認、役員・実質的支配者等の確認、社会的信頼性の確認、必要時は現地審査や面談等を組み合わせて合理的な範囲で確認・判断を行います。多面的・柔軟性のある評価を通じて悪質事業者の認証取得を防ぎます。</p> <p>取消：認証事業者が不適正な運用を行った場合、審査委員会の審議を経て認証を取り消す場合があります。</p>
8	取引事業者の認証取消を知ることが可能か	電話事業者の認証（登録）・取り消し（削除）が行われた場合、その事実が他の登録事業者に対して速やかに共有されます。
9	外国事業者に番号を卸しているが認証取得を求めるべきか。認証取得の対象か	はい。国内番号を取り扱う事業者は全て対象です。 外国事業者に参入障壁とならないよう、審査の英語対応を速やかに進めていきます。
10	事業者団体に加盟していない事業者に対しては、どのように周知や徹底がされていく予定か	<ol style="list-style-type: none"> 1. ETOCによる周知啓発活動 2. 卸元事業者から卸先事業者への周知・要請 <p>によって周知される予定です。各事業者様のご協力をお願い致します。</p>

	Q	A
1	全電話番号が対象とのことですが、弊社は携帯電話番号と固定電話のサービス提供を行っております。審査内容としては、どちらの番号帯についても同じ内容での提出内容・審査基準となるのか	審査基準はひとつです。
2	電話番号が本制度の対象とのことですが、例えば、020から始まるデータ伝送番号やIMSIといった番号も対象になるのか	020番号は電話番号であるためETOC認証の対象です。IMSIは対象外です。
3	携帯電話サービスのMNO、MVNE、MVNOが認証制度の主な対象と理解しておりますが、例えばWiMAXなどの移動通信サービスについては、制度の対象外となるのか	WiMAX提供事業者が電話番号を役務提供している場合はETOC認証の対象です。電話番号を提供していない場合は対象外です。
4	020は電話として提供しないが、ETOCの対象となるのはなぜか。	電話番号を取り扱う事業者（サプライチェーン）の評価認証を対象としており、電話（音声）回線であるかどうかを問いません。例えばSMS配信など非音声通信であってもETOC対象となります。
5	自社はCATVのアクセス回線を提供している。このアクセス回線上で提携先の電話事業者が電話役務を提供している。この場合、認証を取得する対象は誰か	CATVアクセス回線を提供している事業者の多くは電話役務を提供していませんが、その場合はETOC認証の対象外です。CATVアクセス回線を利用し、自らが電話役務を卸提供を受け（仕入れて）、利用者に電話サービスを提供している事業者は、電話役務提供者であるためETOC認証の取得対象です。
6	提携先の電話事業者が自社の光回線やCATV回線に重畳して、電話サービスを顧客に提供している場合、回線を提供する自社のウェブサイト等にETOC認証マークを掲載できないのか	アクセス回線を保有する事業者（CATV等）が自らのアクセス回線と電話を提供する他事業者と接続して提供している場合、ETOCおよび他事業者（役務提供元・仕入れ先）である電話事業者の承諾を得れば、そのサービスの説明としてETOC認証マークを掲載することが可能です。（例：CATV事業者の提携する電話サービスの説明欄に、電話役務の提供事業者の認証マークを掲載する）ただし、認証マークの掲示にあたっては認証登録事業者の責任の元で行ってください。

	Q	A
1	審査申請はどのように行われるのか	ETOCウェブサイト上から申請していただきます。
3	認証審査の可否の理由は開示されるのか	合否いずれの場合においても申請者に理由は開示されません。
4	認証された事業者を確認する方法はあるか	ETOCのウェブサイトにて認証事業者一覧が公開されます。
5	認証取得の際は自社で報道発表していいか	各事業者が自ら報道発表、ウェブ掲載等を行う事が可能です。
6	認証マークを取得している卸元事業者は、認証マークを取得していない事業者と取引してはならない、という考え方になるか。認証申請時点で認証マークを取得していない卸先事業者と取引がある場合、卸元の認証取得に影響はないか	ETOC開始直後に全ての事業者がETOCを取得することが困難であるため、緩和期間を設けるような形で影響がないように対応する予定です。ただし、将来的には「サプライチェーン全体が取り組むべき」という点が実現できるように取り組みます。 各事業者様においては、卸先事業者に対する周知・確認と取得要請をお願いします。
7	卸サービスの場合、0ABJ以外は、卸元の番号提供事業者はエンドユーザを管理することができません。卸先が認定取り消しになった場合、卸元に影響は受けませんか	卸先事業者の認証取消によって卸元事業者の認証取消が行われることはありません。
8	認定拒絶または認定取消に対して再審査を要求する仕組みはあるか	申立制度があります。
9	参加団体の加盟は評価されるのか	加盟団体を通じて法令改正やその他の情報収集や研鑽を継続的に行っていると評価される予定です。
10	登録電気通信事業者やサービス提供事業者など電気通信設備の所有の差があるが、審査設問は共通のもので行われるのか	共通です。申請先の参加団体で基準の確認を行っております。

	Q	A
1	<p>法的強制力があるのでしょうか 今回の認証制度は、番号規則などが改正されそれが根拠になる義務化ではないという理解か。「任意である」と理解して良いか</p>	<p>法令上強制されるものではありません。一方で総務省犯罪利用対策WG報告書案では、「対策の実効性を評価しつつ、新たに必要な対策について検討を継続していくことが適当」、「事業者による自主的な取組と連携し、制度面、実態面の双方で対応していくことが適当」、「制度面の対応のみならず、例えば（略）評価制度のような事業者による自主的な取組と連携し、制度面、実態面の両面から、相互補完していくことが有効である。このためにも、総務省は当該評価制度を重要な取組と位置付けて支援し、業界にビルトインしていくことが重要」、「引き続き状況を注視し、必要な場合には、対策を講じていくことが必要と考えられる。」とされており、卸取引等における取引先確認の求め等により、全ての事業者に取り組みが強く求められている認識です。</p>
2	<p>認証取得を電話番号の卸の契約条件にすること、もしくは認証有無によって契約条件を変えること（認証を保持していない事業者には1番号のみ販売するなど）は、事業者の差別的取り扱いとあたらないか確認したい</p>	<p>電気通信事業法第6条（利用の公平）の「不当な差別的取扱い」とは、国籍、人種、性別、年齢、社会的身分、門地、職業、財産等によって、特定の者に差別的待遇を行うこととされています。</p> <p>そもそも、各事業者は、契約の都度、相手方となる事業者の信用度、財務力、市場競争力等を評価した上で契約締結の可否や提供条件の判断を行っているのが通常であり、契約には営業上の戦略が当然に考慮されています。ETOCはその取引判断を合理的に行うための情報の一つとなります（同様に、相手方がETOC認証を有していることにより卸契約の全面的承諾を強要されることもありません）</p> <p>ETOCは、取引（交渉）の相手方に対する事業者としての評価判断基準となるものであることから、ETOCの取得有無も取引実施の判断基準のひとつとして総合的に卸取引条件が決定されるものと考えております。</p> <p>また、ETOCの認証取得は、コストやアクセス性などの面からも全ての事業者に等しくオープンとしており、運用面でも、参加団体が協議して決定した公開のルールに基づく公平な取り扱いを制度的に保証しています。認証の有無を判断材料のひとつとすることが特定の事業者を不当に優遇するものではないとの考えです。</p>
3	<p>認証取得を電話番号の卸の契約条件にすることや契約条件を変えること（認証を保持していない事業者には1番号のみ販売するなど）は、事業法第121条（役務提供義務）の観点から問題ないか</p>	<p>各事業者は、契約の都度、相手方となる事業者の信用度、財務力、市場競争力等を評価した上で契約締結の可否や提供条件の判断を行っているのが通常です（契約には営業上の戦略が当然に考慮されている）。ETOCはその取引判断を合理的に行うための情報の一つとなります（同様に、相手方がETOC認証を有していることにより卸契約の全面的承諾を強要されることもありません）</p> <p>ETOCは、取引（交渉）の相手方に対する事業者としての評価判断基準となるものであることから、ETOCの取得有無も取引実施の判断基準のひとつとして評価され、合理的且つ総合的に卸取引条件が決定されるものと考えています。</p>
4	<p>認証未取得事業者への提供を制限する時期は決定しているか</p>	<p>ETOCを取得していない事業者に対して番号販売をするかどうかについては、まずは、各社の判断に委ねられるものであり、強制ではありません。しかし、ETOCを事業者の信用度の重要な指標として考慮いただくことが、ETOCの制度上は推奨され、その場合は、ETOC取得に要する期間等を考慮して、1年程度を目安と考えています。事業者に対しては、速やかにETOCの取得を行うように促していただけることを期待しています。</p>



ETOCを通じて
電話サービス市場の健全性を確保していくため
ご理解・ご協力を
お願い致します

問い合わせ： sec@etoc.jp